

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から平成29年9月15日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成29年12月22日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
危機管理課	支出事務が適切でないものがある。	<p>長期継続契約や年間支払契約について、事務執行チェックシートの再確認・徹底を行い、業務総括者がシートを管理する。</p> <p>また、週1回は係内ミーティングを実施するとともに、支払業務について随時、業務管理者に報告する。業務管理者も随時声掛けして状況を把握する。</p>
食品安全衛生課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	<p>補助金の交付事務手続を適切に実施するため、事務の執行状況を的確に管理できるように事務の改善や補助事業者に対する指導を行い、改善を図る。</p> <p>1 事務執行チェックシートの改善</p> <p>(1) 事務手続の項目に「検査」を追加した。</p> <p>(2) 「額の確定通知」の項目の欄に、「実績報告日から1箇月以内の通知を目途に通知」をする旨追記し、期限を設定した。</p> <p>(3) 所属長、業務総括者、業務管理者の確認欄を設け、情報共有を行うこととした。</p> <p>(4) 事業者ごとに事業スケジュールが異なるため、事務手続が錯綜する恐れがあることから、事業者ごとに作成することとする。</p> <p>2 補助事業者に対する指導</p> <p>速やかな額の確定を行うため、補助事業者に対し実績報告書の提出に係る留意事項等を示した事務連絡を通知した。また、実績報告書提出前の対応として、担当者会議においても周知を行う。</p>
産業政策課	財産の管理が適切でないものがある。	財産の現況把握については、出捐先法人と県との間で、基金運用管理の考え方の相違が

		<p>あったことから、関係者間で協議を行い、考え方の統一を図った。</p> <p>今後、統一された考え方により整理した基金残高に合わせて、公有財産台帳の整備を行っていく。</p>
子育て支援課	支出事務が適切でないものがある。	請求書提出が遅延している場合には適切に催促を行うほか、当該事務処理について記録する。
	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	平成28年度までは、施設からの請求書を徴収して支払を行っていたが、平成29年度からは、額の確定をもって支払を行うよう改める。
市町村課	前年度会計の監査で注意した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。	<p>電子決裁のチェック体制を更に強化することとし、旅費担当による電子決裁の確認及び声掛けを週1回以上行うとともに、出張の2、3日後に旅費担当及び上司による復命登録等の声掛けを行う。</p> <p>また、週1回の朝礼の際に、職員に対して、朝礼後に必ず電子決裁を確認するという習慣付けを促すこととする。</p>
障がい福祉課	支出事務が適切でないものがある。	支出事務に当たっては、関係規則等を遵守するとともに、支払遅延を防止するため、年間契約等により定期的に支払を要する一般需用費、役務費、使用料及び賃貸料に係るチェックリストを作成し、複数職員による確認体制を強化するなど、適切な支出管理の徹底を図ることとした。